

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 6 月 19 日 答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500014号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500005号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社A(現在は、B株式会社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

年金記録を確認したところ、平成18年4月に株式会社Aから支給された賞与が記録されていないが、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B株式会社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る普通預金元帳によると、オンライン記録により賞与記録が確認できる平成18年7月及び同年12月賞与については、株式会社Aからの振り込みが確認できるものの、同年4月については賞与の振り込みは確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500016号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500006号

第1 結論

請求期間について、請求者の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から昭和61年4月1日まで

年金受給手続の時に、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。

請求期間は、有限会社A(平成元年11月24日に有限会社Bに商号変更)に正社員として勤務しており、雇用保険の加入記録もあるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

昭和58年5月21日から平成11年7月20日までの期間については、有限会社Bに係る雇用保険の記録が確認できることから、請求者は、請求期間のうち昭和58年5月21日以降については、同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、「有限会社A」及び名称変更後の「有限会社B」のいずれも厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると有限会社Aの事業主は既に死亡している上、請求者が記憶している同僚の連絡先が不明であることから、請求期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間における厚生年金保険料の控除の有無について記憶していないほか、C市の回答によれば、請求者は請求期間の始期である昭和58年2月から現在まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。